

Table with 5 columns: 項目 (Item), 種別 (Type), 時期 (Timing), 概要 (Overview), 基準等 (Standards). Rows include 1. 横浜市における工業集積地域に所在する土地の取引に係る事前手続に関する要綱, 2. 横浜市土地利用総合調整会議要綱, 3. 公有地の拡大の推進に関する法律, 4. 国土利用計画法, 5. 保育施設等の設置の協力要請に関する要綱.

Table with 5 columns: 項目, 種別, 時期, 概要, 基準等. Rows include 6. 建設リサイクル法等, 7. 中高層建築物条例, 8-1 大気汚染防止法, 8-2 大気汚染防止法、横浜市生活環境の保全等に関する条例, 9. 騒音規制法、振動規制法.

事前調査 (Pre-investigation) section with 10 敷地状況, 11 道路調査, 12 用途地域, 13 建ぺい率, 14 容積率, 15 高度地区, 16 防火指定, 17 日影規制等. Includes a note about the administrative information system.

Table with 5 columns: 項目, 種別, 時期, 概要, 基準等. Rows include 18. 横浜市環境影響評価条例 (環境アセスメント), 19. 開発事業調整等条例, 20. 大規模共同住宅の建築等に関する保育施設等の設置の協力要請に関する要綱, 21. 土壌汚染対策法・横浜市生活環境の保全等に関する条例 (一定規模以上の土地の形質変更), 22. 土壌汚染対策法・横浜市生活環境の保全等に関する条例 (特定有害物質を使用等している事業所における土地の形質変更), 23. 土壌汚染対策法・横浜市生活環境の保全等に関する条例 (区域指定された土地の形質変更), 24. 開発許可, 25. 宅造許可, 26. 風致地区条例 (宅地の造成等).

項目	種別	時期	概要	基準等	窓口等
27. 道路位置指定	事前協議	開発事業調整条例の同意後(現状尊重型を除く)	500㎡未満の土地利用を図るため、建築基準法第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を受ける。	・道路の指定を受ける場合は事前審査を受け、道路築造後指定 ・宅建許可、工作物申請を行う場合は検査済証発行と同時に指定 ・開発許可対象とならない500㎡未満の土地に限る(市街化区域) ※平成25年7月から「横浜市開発事業の調整等に関する条例」の申請が必要となっているので注意。	建築局【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】 ・現状尊重型以外の場合 宅地審査課(市街化区域) [池・保土ヶ谷・瀬谷・泉・南]℡.045-671-4516 [港南・磯子・金沢・戸塚・栄]℡.045-671-4517 [緑・青葉・都筑] ℡.045-671-4515 [鶴見・神奈川・西・中・港北]℡.045-671-4518 調整区域課(市街化調整区域) ℡.045-671-4521 ・現状尊重型の場合 市街地建築課 ℡.045-671-4510
28. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱 指定区域等の土地の形質変更)	届出	着手の30日前(法) 着手前(要綱)	廃棄物が地下にある土地において、その土地の形質変更を行う場合、届出が必要。 届出前に事前協議が必要。	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17に基づく「指定区域」として指定された土地 ・上記のほか、最終処分場跡地	資源循環局 産業廃棄物対策課 ℡.045-671-2515 【市庁舎23階・中区本町6丁目50番地の10】

事前手続					
29. 中高層建築物条例	事前手続	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申請の概ね30日以上前	現地に計画周知のための標識設置、近隣住民に説明義務。(要・近隣住民への説明資料事前配付。一定条件に該当する場合、建築主が出席する説明会の開催義務。)横浜市意見書を建築確認申請に添付。	住居系地域:10m超・1,000㎡超・特定用途の建築等、非住居系地域:15m超・特定用途の建築等を行う場合、事前手続要。(※非木道の既存建築物の解体工事を伴う場合は、その解体工事計画についても事前手続要。No.7参照)	建築局 情報相談課 ℡.045-671-2350 【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】
30. 都市計画施設区域内建築制限	許可	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申請の前	都市計画決定地の位置確認申請及び、都市計画施設内で建築等を行う場合は都市計画法53条(事業認可前)又は第65条(事業中)の 許可要 。(事業中は原則不可)	許可基準(都市計画法第54条)・3階以下(地階を有しない)、木造、鉄骨造、コークート70㎡未満等・65条許可についてはお問い合わせください。	建築局 都市計画課 ℡.045-671-3510 【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】
31. 狭い道路幅整備事業(条例)	事前協議	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申請の30日以上前	[整備促進道路線]に接した敷地で建築等を行う場合、 事前協議要 。	整備促進道路線沿いの土地(開発の許可を要する場合は協議不可)	建築局建築防災課℡.045-671-4544【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】
32. 建築基準法第43条第2項第1号の認定及び第2号の許可	認定・許可	建築確認申請の前(事前相談要)	建築基準法の接道規定を満たさない敷地に建築等を行う場合は 認定又は許可要 。	現地整備状況の確認、幅員条件、建築条件	建築局 市街地建築課 ℡.045-671-4510 【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】
34. 横浜市区街地環境設計制度	許可	建築確認申請の前(事前相談要)	容積率・高さ等の緩和を受けられる場合。協議に相当期間を要するため注意。	・敷地規模及び空地率、前面道路幅員、公開空地率 ・建築審査会の同意必要(協議に相当期間を要する)で注意)	建築局 市街地建築課 ℡.045-671-4525 【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】
35. 一団地認定・連担建築物設計制度	認定	建築確認申請の前(事前相談要)	認定を受ける場合。認定区域内で増築を行う場合は再度認定要。	・認定基準あり ・認定区域内で増築を行う場合も手続き必要 ・認定区域の確認は市街地建築課窓口まで	建築局 市街地建築課 ℡.045-671-4525 【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】
36. 建築基準法の許認可 (最低限敷地規模・日影・道路内等)	許認可	建築確認申請の前(事前相談要)	建築基準法の特例許認可を受ける場合。協議に相当期間を要するため注意。	・建築審査会の同意必要(協議に相当期間を要する)で注意 ・最低敷地規模、日影、道路内建築等については建築審査会包括同意基準あり	建築局 市街地建築課 ℡.045-671-4510、4525 【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】
37. 市建築基準条例等の許可 (跡地敷地・災害危険区域・接道等)	許可	建築確認申請の前(事前相談要)	建築基準条例等の特例許可を受けられる場合。	・跡地敷地については平成11年5月1日以前の敷地が対象 ・災害危険区域については、崩壊防止工事実施の場合は許可不要	建築局 市街地建築課 ℡.045-671-4510、4525 【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】
38. 風致地区条例	許可	建築確認申請の前	風致地区内で建築物、工作物等の新・増築等、宅地の造成等、建築物等の色彩変更等を行う場合は 許可要 。	・種別:第1種風致地区～第4種風致地区、・建ぺい率(20～40%)、容積率、高さ、・角地緩和と無、・外壁後退(1m～3m)、意匠等	建築局 建築企画課 ℡.045-671-4526 【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】
39. 福祉のまちづくり条例	事前協議	建築確認申請の40日(一部30日)以上前	指定建築物の新設、改修等場合は 事前協議要 (建築物以外は健康福祉局福祉保健課)。	・官公庁・福祉・医療・教育・集会所・金融・公益施設・理美容等(全施設)・物販店・飲食店・サービス店舗・興行施設・遊興施設(300㎡以上) ・宿泊・運動・展示・複合施設・共同住宅・事務所・工場等(1,000㎡以上)	建築局 市街地建築課 ℡.045-671-4510 【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】
40. CASBE環境(建築物環境配慮制度)	届出	建築確認申請の21日前 (特定外建築物は工事着手前)	建築物の建築に際して、建築主の総合的な環境配慮の取組を促す制度。	・床面積(増築又は改築、当該部分床面積)の合計が2,000㎡以上の建築物(特定建築物)・全ての用途が対象 ・床面積2,000㎡未満の建築物(特定外建築物)の場合は希望者のみ	建築局 建築企画課 ℡.045-671-4526 【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】
41. 建築物工法に基づき適合性判定・届出	適合性判定 届出	(適判)建築確認申請前(事前相談要) (届出)工事着手の21日前	対象建築物を建築する場合は計画書又は届出書の提出が必要。	・適判は、床面積300㎡以上の非住宅建築物の新築及び増築等が対象 ・届出は、適合性判定の対象に該当しない床面積300㎡以上の新築及び増築等が対象	建築局 建築企画課 ℡.045-671-4526 【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】
42. 建築物省エネ法に基づく性能向上計画認定	認定	工事着手の前	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく「性能向上計画の認定(容積率特例)」を受ける場合。	認定基準については登録住宅性能評価機関等で技術的審査を行い、建築物のエネルギー消費性能等を認定。	建築局 建築企画課 ℡.045-671-4526 【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】
43. バリアフリー法の認定	認定	建築確認申請の前(事前相談要)	特定建築物で建築物移動等円滑化誘導基準を満たす建築物を認定。協議に相当期間を要するため注意。	・病院、劇場、集会所、百貨店、老人福祉施設、体育館、博物館、公衆浴場、サービス店舗、停車場、公共車庫、公衆便所、公益建築物等	建築局 市街地建築課 ℡.045-671-4510 【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】
44. 長期優良住宅建築等計画の認定	認定	工事着手の前	長期優良住宅の普及の促進に関する法律による認定を受ける場合。	認定基準については登録住宅性能評価機関等で技術的審査を行い、長期優良住宅としての性能等を認定。	建築局 建築企画課 ℡.045-671-4526 【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】
45. 低炭素建築物新築等計画の認定	認定	工事着手の前	都市の低炭素化の促進に関する法律による低炭素建築物の認定を受ける場合。	認定基準については登録住宅性能評価機関等で技術的審査を行い、低炭素建築物としての性能等を認定。	建築局 建築企画課 ℡.045-671-4526 【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】
46. 駐車場条例	届出	建築確認申請の前(事前相談要)	一定の条件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合は 事前協議届出要 。 (用途変更は増築・大規模修繕等を含む申請のみ対象)	・近商、商業、整備地区:1,000㎡≦特定・非特定(共同住宅等を除く)/2、・住居系、工業系:2,000㎡≦特定 ・附置台数・駐車スペース・出入口・車路・配置等の基準あり	建築局 市街地建築課 ℡.045-671-4510 【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】
47. 駐車場法	届出	工事着手の前(事前相談要)	駐車場部分の面積が500㎡以上で一般公共の用に供される有料駐車場は 届出要 。	・出入口位置・車路幅員及び回転半径・設備等の構造基準あり	都市整備局 都市交通課 ℡.045-671-3853 【市庁舎29階・中区本町6丁目50番地の10】
48. 市街化調整区域内の建築許可	許可	建築確認申請の前 (敷地面積が3,000㎡以上のものは開発事業調整条例の同意後)	建築行為を行う場合、原則として都市計画法第43条 許可要 。	・市街化調整区域内での建築物の建築は、原則として開発審査会提案基準等に該当する必要がある。	建築局 調整区域課 ℡.045-671-4521 【市庁舎25階・中区本町6丁目50番地の10】
49. 建築協定	事前協議	計画立案の前	建築等を行う場合は建築協定運営委員会に 連絡・事前協議要 。	・建築物に関する基準は建築協定ごとに規定(敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備) ・建築協定に適合していることが必要	都市整備局 次の担当課にお問い合わせください。【市庁舎29階・中区本町6丁目50番地の10】 【下記を除く地区】 地域まちづくり課 ℡.045-671-2667 【区内・区外・新規浜辺地区】 都心再生課 ℡.045-671-2673 【横浜駅周辺・東神奈川臨海部、京浜臨海部】 横浜駅・みなとみらい推進課 ℡.045-671-2683 【みなとみらい21地区】 横浜駅・みなとみらい推進課 ℡.045-671-3516 【その他の不特定推進事業地区】 防災まちづくり推進課 ℡.045-671-3595 【青葉区】 青葉区政推進課 ℡.045-978-2217 【青葉区役所、青葉区市ヶ尾町31-4】 *建築協定に関する協議先は、各建築協定運営委員会 *地域まちづくりプラン・ルールに関する協議先は、認定を受けた各地域まちづくり組織
50. 地区計画(地区計画等区域内の行為の届出・事前相談、地区計画の区域内における建築物等の制約に関する条例に基づく建築物等の形態意匠の認定申請)	届出・ 認定申請	(届出)工事に着手する日の30日前まで(建築確認申請を伴う場合、建築確認申請の前) (認定申請)建築確認申請の前	建築等を行う場合は 届出要 。 形態意匠の制限を条例に位置づけている場合は 認定申請も要 。	・用途、敷地規模、高さ、外壁後退、形態意匠、住戸規模等 ・地区整備計画に適合していることが必要	都市整備局 次の担当課にお問い合わせください。【市庁舎29階・中区本町6丁目50番地の10】 【下記を除く地区】 地域まちづくり課 ℡.045-671-2667 【区内・区外・新規浜辺地区】 都心再生課 ℡.045-671-2673 【横浜駅周辺・東神奈川臨海部、京浜臨海部】 横浜駅・みなとみらい推進課 ℡.045-671-2683 【みなとみらい21中央地区】横浜駅・みなとみらい推進課 ℡.045-671-3516 【市街地整備事業地区】市街地整備推進課 ℡.045-671-3513、3799、3519 【青葉区】青葉区政推進課 ℡.045-978-2217 【青葉区役所、青葉区市ヶ尾町31-4】 【横浜駅周辺地区】横浜駅東口周辺開発事務所 ℡.045-531-9603 【港北区】鶴島西1-8-3-501号】
51. 地域まちづくり推進条例(地域まちづくりプラン、地域まちづくりルール)	事前協議・ 届出	(事前協議)プランは計画立案の前、ルールは届出の前(届出)建築等の確認申請等を行うとすると又は工事に着手する日の30日前まで	建築等を行う場合は地域まちづくり組織に 連絡・事前協議要 。 地域まちづくりルール区域内の場合は 届出も要 。	・内容は地域まちづくりプランごと、地域まちづくりルールごとに規定(用途、敷地規模、高さ、外壁後退等) ・地域まちづくりプランとの整合に配慮していること、地域まちづくりルールに適合していることが必要	都市整備局【市庁舎29階・中区本町6丁目50番地の10】 【区内地区】 都心再生課 ℡.045-671-2673 【みなとみらい21中央地区】 横浜駅・みなとみらい推進課 ℡.045-671-3516
52. 街づくり協議地区	事前協議	計画立案の前	建築等を行う場合は 事前協議要 。	・協議内容は地区ごとに規定(共同化、壁面後退、環境、駐車場、景観デザイン、緑化等) ・協議書(案内図、配置図、平面図、立面図、断面図)	都市整備局 次の担当課にお問い合わせください。【市庁舎29階・中区本町6丁目50番地の10】 【下記を除く地区】 地域まちづくり課 ℡.045-671-2667 【区内・区外、新規浜辺地区】都心再生課 ℡.045-671-2673、3858 【横浜駅周辺・東神奈川臨海部、京浜臨海部】横浜駅・みなとみらい推進課 ℡.045-671-2683 【みなとみらい21中央地区】横浜駅・みなとみらい推進課 ℡.045-671-3516 【市街地整備事業地区】市街地整備推進課 ℡.045-671-3513、3799、3519 【青葉区】青葉区政推進課 ℡.045-978-2217 【青葉区役所、青葉区市ヶ尾町31-4】 【横浜駅周辺地区】横浜駅東口周辺開発事務所 ℡.045-531-9603 【港北区】鶴島西1-8-3-501号】
53. 景観計画区域内の届出	届出	工事着手の31日前まで	区内地区・山手地区・みなとみらい21新港地区において建築物・工作物の新築、増築や外観変更等、ライトアップを行う場合に 届出要 。みなとみらい21中央地区において建築物の新築、増築や外観変更等を行う場合に届出要。	・区内地区:形態意匠、最高高さ、壁面の位置の指定、特定照明 ・山手地区:形態意匠、樹木・緑地の保全、最高高さ、壁面の位置の指定 ・みなとみらい21中央地区:形態意匠、高さ、壁面の位置の指定 ・みなとみらい21新港地区:形態意匠、高さ、壁面の位置の指定、特定照明 (対象行為や提出書類等については右記までお問い合わせください。)	都市整備局【市庁舎29階・中区本町6丁目50番地の10】 【区内地区】 都心再生課 ℡.045-671-2673 【みなとみらい21中央地区】 横浜駅・みなとみらい推進課 ℡.045-671-3516
54. 都市景観協議地区	事前協議	設計の早い段階(計画立案時)	区内地区・みなとみらい21中央地区・みなとみらい21新港地区において建築物・工作物の新築・増築、外観変更、屋外広告物の表示等を行う場合に 事前協議要 。	魅力ある都市景観の創造のため、設計の指針を地域毎に定めています。 (対象行為や提出書類等については右記までお問い合わせください。)	「みなとみらい21新港地区」 港湾局整備推進課 ℡.045-671-7342 【市庁舎29階・中区本町6丁目50番地の10】
55. 土地区画整理区域内建築制限	許可	確認申請前又は許可申請前	事業区域内で建築等を行う場合は都計法第53条(土地区画整理事業認可前)又は土地区画整理法第78条(認可後) 許可要 。	・土地の形質の変更 ・建築物の新築・増築・改築等 ・6トン以上の物置設置、増築	都市整備局【市庁舎29階・中区本町6丁目50番地の10】 都心再生課 ℡.045-671-3858 横浜駅・みなとみらい推進課 ℡.045-671-2683 市街地整備推進課 ℡.045-671-3738、2678、3519 【二ツ橋北部地区】(53条許可)市街地整備推進課 ℡.045-671-3738 (76条許可)二ツ橋北部土地区画整理事務所 ℡.045-363-3110 【新綱島駅周辺地区】 綱島駅東口周辺開発事務所 ℡.045-531-9600

項目	種別	時期	概要	基準等	窓口等
建築工事					
95 工事監理者等の届出	届出	工事着手の14日前までに	(建築主事の検査物件)		・建築局 建築指導課(本市に建設申請の場合) 【市庁舎25階:中區本町6丁目50番地の10】 指導担当(小・中規模 4F以下かつ3,000㎡以下) ℡.045-671-4531 庶務担当(大規模 3F以上または3,000㎡を超える) ℡.045-671-4552 構造担当 ℡.045-671-4536
96 山留め工事の施工計画概要書・施工図	報告	根切り工事着手の7日前までに	高さ3mを超える根切り工事		建築局 建築指導課(構造担当) ℡.045-671-4536 【市庁舎25階:中區本町6丁目50番地の10】
97 山留め工事の施工計画書・施工図	報告	根切り工事着手の7日前までに	高さ5mを超える根切り工事	一戸建て住宅の場合、山留め等の構造計算書が必要	建築局 建築指導課(構造担当) ℡.045-671-4536 【市庁舎25階:中區本町6丁目50番地の10】
98 杭工事の施工結果報告書	報告	1回目中間検査申請時、報告要	(建築主事確認物件)杭工事を行なう建築物		建築局 建築指導課(構造担当) ℡.045-671-4536 【市庁舎25階:中區本町6丁目50番地の10】
99 コンクリート工事の施工計画書	報告	当該工事着手の7日前までに	(建築主事確認物件)RC造、SRC造で、3階以上又は床面積500㎡以上		建築局 建築指導課(構造担当) ℡.045-671-4536 【市庁舎25階:中區本町6丁目50番地の10】
100 コンクリート工事の施工結果報告書	報告	中間・完了検査申請時、報告要	(建築主事確認物件)RC造、SRC造で、3階以上又は床面積500㎡以上		建築局 建築指導課(構造担当) ℡.045-671-4536 【市庁舎25階:中區本町6丁目50番地の10】
101 鉄骨工事の施工計画書	報告	当該工事着手の7日前までに	(建築主事確認物件)S造、SRC造で、3階以上又は床面積500㎡以上		建築局 建築指導課(構造担当) ℡.045-671-4536 【市庁舎25階:中區本町6丁目50番地の10】
102 鉄骨工事の施工結果報告書	報告	中間・完了検査申請時、報告要	(建築主事確認物件)S造、SRC造で、3階以上又は床面積500㎡以上		建築局 建築指導課(構造担当) ℡.045-671-4536 【市庁舎25階:中區本町6丁目50番地の10】
103 建設リサイクル法	届出	工事着手の7日前まで	特定建設資材を使用する一定規模以上の新築工事に事前届出、分別解体等、再資源化等を義務付け。	・建築物の新築・増築工事で延べ床面積500㎡以上は届出要。・建築物の修繕・模様替等工事は請負金額1億円以上で届出要。 ・建築物以外の工作物に関する工事(土工工事等)で請負金額500万円以上は届出要。	資源循環局 産業廃棄物対策課 ℡.045-671-3446 【市庁舎23階:中區本町6丁目50番地の10】
104 道路占用許可	許可	道路占用の概ね21日前までに	道路法の区域線内にある道路敷に工作物を設置して占用する場合	・横浜市道路占用許可基準(道路法30条) ・占用目的、占用物件種類・数量、占用期間 ・工事施工方法、道路の復旧方法	各区土木事務所 又は 国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 ℡.045-311-2981 【神奈川区三ツ沢西町13-2】
105 中間検査	予約	中間検査予定日の2週間～10日前まで電話で予約を受付(建築主事の検査物件)	延べ面積50㎡以上(横浜市建築基準法施行細則第17条参照)	・木造の建築物及び非木造(混構造含む)で階数1かつ延べ面積200㎡以下の建築物⇒建築指導課(指導担当) ・非木造(混構造含む)で階数2以上又は延べ面積200㎡を超える建築物⇒建築指導課(構造担当)	・各指定種検査機関 ・建築局 建築指導課(本市に申請の場合) 【市庁舎25階:中區本町6丁目50番地の10】 主要な構造が木造または4層建築物(指導担当) ℡.045-671-4531 主要な構造が木造または4層建築物以外(構造担当) ℡.045-671-4536
106 完了検査	予約	完了検査予定日の2週間～10日前まで電話で予約を受付(建築主事の検査物件)			・各指定種検査機関 ・建築局 建築指導課(本市に申請の場合) 【市庁舎25階:中區本町6丁目50番地の10】 指導担当(小・中規模 4F以下かつ3,000㎡以下) ℡.045-671-4531 庶務担当(大規模 3F以上または3,000㎡を超える) ℡.045-671-4552 構造担当(擁壁を除く工作物) ℡.045-671-4536 設備担当(昇降機) ℡.045-671-4538
107 土壌汚染対策法・横浜市生活環境の保全等に関する条例(一定規模以上の土地の形質変更)	事前届出	工事着手の30日前まで	一定規模以上の掘削、盛土工事を行う場合は、届出が必要。行政の審査により、土壌汚染のおそれがあると判断された場合は、土壌調査が必要。土壌調査で汚染が判明した場合は、区域指定してされ規制を受ける。	「一定規模」:2,000㎡ 「土壌汚染のおそれがあると判断」される土地:①特定有害物質を使用していた工場等の跡地、②特定有害物質を含む固体や液体が埋められた土地、③過去の調査で土壌汚染が判明し、汚染土壌が残置されている土地、④その他	環境創造局 水・土壌環境課 ℡.045-671-2494 【市庁舎27階:中區本町6丁目50番地の10】
108 土壌汚染対策法・横浜市生活環境の保全等に関する条例(特定有害物質を使用している事業所における土地の形質変更)	事前届出	工事着手の30日前まで	特定有害物質を使用している又はしていた事業所敷地内で、掘削、盛土工事を行う場合は、届出が必要。原則、土壌調査が必要となる。土壌調査で汚染が判明した場合は、区域指定してされ規制を受ける。	①特定有害物質を使用している特定施設を設置している事業場や、土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地で900㎡以上の形質変更を行う場合は、法に基づく届出が必要。 ②特定有害物質を使用している事業所で形質変更を行う場合は、面積にかかわらず条件に基づく届出が必要(ただし、①の届出した場合は除く。)	環境創造局 水・土壌環境課 ℡.045-671-2494 【市庁舎27階:中區本町6丁目50番地の10】
109 土壌汚染対策法・横浜市生活環境の保全等に関する条例(区域指定された土地の形質変更)	事前届出	工事着手の14日前まで	土壌汚染があり区域指定された土地で工事を行う場合は、届出が必要。工事に伴う土壌汚染の拡散を防止するため、適切な施工方法(土工管理、工法測定)が求められる。	「一定規模」:2,000㎡ 「土壌汚染のおそれがあると判断」される土地:①特定有害物質を使用していた工場等の跡地、②特定有害物質を含む固体や液体が埋められた土地、③過去の調査で土壌汚染が判明し、汚染土壌が残置されている土地、④その他	環境創造局 水・土壌環境課 ℡.045-671-2494 【市庁舎27階:中區本町6丁目50番地の10】
110 横浜市生活環境の保全等に関する条例(掘削工事・トンネル工事)	事前届出	掘削作業を開始する日の30日前まで	地盤沈下の未然防止を目的とし、一定規模以上の掘削工事又はトンネル工事を行う場合は、届出が必要。工事により、周辺の地盤に影響がないよう、地盤変動の測定計画等の内容を届け出る。	・掘削工事:掘削深さが地表下4m以上かつ掘削面積500㎡以上 ・トンネル工事:仕上がり内径1.35m以上かつ延長100m以上	環境創造局 水・土壌環境課 ℡.045-671-2494 【市庁舎27階:中區本町6丁目50番地の10】
111 公共下水道一時使用許可申請	事前届出	工事着手の30日前まで	工事現場の排水を一時的に公共下水道に放流する場合は、各土木事務所に申請し、許可を受ける。	・許可申請は各土木事務所に行う。 ・環境創造局経理課で下水道使用料を徴収する。	各区土木事務所
112 公共下水道付近地掘削届出	事前届出	工事着手の31日前まで	公共下水道の付近地を掘削する工事をする場合は、各土木事務所に届出をします。	土木事務所から交付される「付近地掘削にかかわる指示書」に従って掘削工事を行う。	各区土木事務所
113 建設系廃棄物の自ら利用	事前届出	再生利用工事着手の7日前	適正な再生利用に必要な事項を届出する	排出事業者が建設系廃棄物を自ら適正に利用できる品質にした上で、建設資材として再生利用する。	資源循環局 産業廃棄物対策課 ℡.045-671-2513、2514 【市庁舎23階:中區本町6丁目50番地の10】

他法令					
114 旅館業法	許可	建築工事完了後	旅館業(ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業)の営業を行う場合は 許可要 。	・申請者資格要件 ・周辺の学校等の清浄な施設環境が著しく害されるおそれがないこと。 ・構造設備(外観、客室、玄関候場等)	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
115 公衆浴場法	許可	建築工事完了後(一般公衆浴場の許可申請は、建築工事着手前)	公衆浴場(銭湯、サウナ等)の営業を行う場合は 許可要 。	・設置場所の適正配置基準(一般公衆浴場のみ) ・構造設備(入浴設備、脱衣室、消毒設備等) ・ゴルフ場クラブハウス、スーパー銭湯の浴場等も対象	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
116 興行場法	許可	建築工事完了後	興行場(映画館、劇場等)の営業を行う場合は 許可要 。	・興行場、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸、又は観客物を公衆に見せ又は聞かせる施設 ・構造設備(換気、空調設備、照明設備、便所等)	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
117 理容師法・美容師法	届出	建築工事完了後	理容所、美容所を開設する場合は事前の 届出要 。(施設基準等あり。)	・理容師(美容師)の設置 ・構造設備(消毒設備、鏡光、照明、換気等) ・使用(開設)前の施設の検査	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
118 クリーニング業法	届出	建築工事完了後	クリーニング所を開設する場合は事前の 届出要 。(施設基準等あり。)	・クリーニング師の設置(取次店を除く) ・構造設備(排気、換気、洗濯物の保管設備等) ・使用(開設)前の施設の検査	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
119 動物の愛護及び管理に関する法律	登録	建築工事完了後	動物取扱業者を営む場合は事前の登録 要 。	・申請者資格要件 ・動物取扱責任者の設置 ・使用(開設)前の施設の検査	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
120 建築物衛生法(ゼル管理法)	届出	建築物使用開始後	特定建築物を使用開始する場合は 届出要 。	・延べ面積(3,000㎡以上)興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、研修所、専門学校、専門学校等(学校教育法1条学校は8,000㎡)、旅館	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
121 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業(民泊)の届出受付	届出	事業開始前	住宅宿泊事業(民泊)を行う場合は事前の届出 要 。	・設備要件 ・居住要件 ・申請者の資格要件 など	健康福祉局生活衛生課 ℡.045-671-2447 【市庁舎21階:中區本町6丁目50番地の10】
122 横浜市下水道条例	申請	開発:32条協議前 宅造:許可申請前 建築:確認申請前	横浜市下水道条例に規定する一般下水道の改廃を行う必要がある場合は申請・協議が必要	・水路の受納及び廃止基準 ・水路変更手続要綱 ・開発行為に伴う水路に関する手続要綱	道路局河川管理課(権限移譲-資産管理担当) ℡.045-671-2856 【市庁舎22階:中區本町6丁目50番地の10】
123 河川法・横浜市下水道条例	許可	占用の概ね25日前	河川区域、保安区域、水路敷内で工作物を新築、改築、除却する場合等は河川管理者の 許可要 。	・河川・水路の特許使用(流水占用、土地占用、土石等採取)権 ・私権制限(新築、改築、除却許可)、完成検査 ・土地形状変更、竹木の植栽・伐採・流送等)許可	国土交通省京浜河川事務所(℡.045-503-4000)【鶴見区鶴見中央2-18-1】 神奈川県横浜川崎治水事務所(℡.045-411-2500)【西区岡野2-12-20】 道路局河川管理課(許認可担当) ℡.045-671-2855 【市庁舎22階:中區本町6丁目50番地の10】
124 風営法	許可	建築物完成後。概ね55日要す。	風俗営業を営む場合は県公安委員会の 許可要 。	・申請者の要件、営業制限区域 ・営業所の構造設備基準(客室面積、踊り場面積、照度、見通し、営業時間等)	所轄警察署
125 建築物省エネ法に基づく基準適合認定	認定	工事完了後	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく「エネルギー消費性能基準の適合認定」を受ける場合。	・建築物のエネルギー消費性能基準	建築局 建築企画課 ℡.045-671-4526。【市庁舎25階:中區本町6丁目50番地の10】

使用					
126 建築物の定期報告	報告	建築物の用途ごとに定められた年度・時期に(3年周期)	建築基準法施行令第16条及び横浜市建築基準条例施行細則第6条参照	一定規模を超える興行場、集会場、ホテル、旅館、病院、診療所、百貨店、物販店、飲食店、個室ビデオ店、宿泊を伴う福祉施設等の建築物	提出一建築局 建築指導課 定期報告受付窓口 相談一建築局 建築指導課 建築安全担当 ℡.045-671-4539 【市庁舎25階:中區本町6丁目50番地の10】
127 建築設備(昇降機等)等の定期報告	報告	建築設備、防火設備一建築物の用途ごとに定められた時期に(毎年) 昇降機、遊戯施設一新築時の検査済証の交付月(毎年)	建築基準法施行令第16条及び横浜市建築基準条例施行細則第7条参照	・建築設備、防火設備 一定規模を超える興行場、集会場、ホテル、旅館、病院、診療所、百貨店、物販店、飲食店、個室ビデオ店、宿泊を伴う福祉施設等に設置されている建築設備及び防火設備 ・昇降機・遊戯施設全て(住戸内等に設置され不特定多数の利用がないもの及び労働安全衛生法で指定するものを除く。)	提出一建築局 建築指導課 定期報告受付窓口 建築設備、防火設備の相談一建築局 建築指導課 建築安全担当 ℡.045-671-4539 昇降機等の相談一建築局 建築指導課 設備担当 ℡.045-671-4538 【市庁舎25階:中區本町6丁目50番地の10】